

PRESS RELEASE

株式会社名古屋証券取引所

〒460-0008

名古屋市中区栄三丁目3番17号

TEL 052-262-3171

FAX 052-241-1527

URL <http://www.nse.or.jp/>

平成17年10月26日

各 位

10月社長記者会見

1. 平成18年3月期中間決算発表について <資料1 参照>
2. 取引参加者における顧客による不公正取引の防止のための売買管理体制の整備について <資料2 参照>
3. 制度信用取引における権利処理方法の見直しについて <資料3 参照>
4. 信認金の取扱いの変更について <資料4 参照>
5. 外国株券振替決済制度における個人データの第三者提供に係る規定及び上場外国株の多様化等に向けた規定整備について <資料5 参照>
6. 投資単位の引下げ促進のための指定替え基準等の一部改正について <資料6 参照>

以 上

平成18年3月期 中間決算短信 (非連結)

平成17年10月26日

会社名 株式会社名古屋証券取引所

(URL <http://www.nse.or.jp/>)

代表者 役職名・氏名 取締役社長 畔柳 昇

問合せ先責任者 役職名・氏名 常務取締役 澤田 康夫 TEL (052)262-3171

決算取締役会開催日 平成17年10月26日

中間配当制度の有無 有

単元株制度採用の有無 無

1. 17年9月中間期の業績(平成17年4月1日～平成17年9月30日)

(1) 経営成績

(百万円未満切捨て)

	営業収益		営業利益		経常利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
17年9月中間期	764	(17.9)	155	(157.3)	159	(147.2)
16年9月中間期	648	(11.8)	60	(-)	64	(-)
17年3月期	1,307		138		147	

	中間(当期)純利益		1株当たり中間(当期)純利益	
	百万円	%	円	銭
17年9月中間期	83	(79.3)	816	49
16年9月中間期	46	(-)	455	37
17年3月期	113		1,110	08

(注)①期中平均株式数 17年9月中間期 102,690株、16年9月中間期 102,690株、17年3月期 102,690株

②会計処理の方法の変更 無

③営業収益、営業利益、経常利益、中間(当期)純利益におけるパーセント表示は、対前年中間期増減率

(2) 財政状態

	総資産	株主資本	株主資本比率	1株当たり株主資本	
	百万円	百万円	%	円	銭
17年9月中間期	4,747	3,996	84.1	38,913	68
16年9月中間期	4,773	3,845	80.6	37,443	11
17年3月期	4,778	3,913	81.9	38,105	99

(注)①期末発行済株式数 17年9月中間期 102,690株、16年9月中間期 102,690株、17年3月期 102,690株

②期末自己株式数 17年9月中間期 一株、16年9月中間期 一株、17年3月期 一株

(3) キャッシュ・フローの状況

	営業活動による キャッシュ・フロー	投資活動による キャッシュ・フロー	財務活動による キャッシュ・フロー	現金及び現金同等 物期末残高
	百万円	百万円	百万円	百万円
17年9月中間期	176	△1,105	-	2,519
16年9月中間期	79	△ 2	-	3,407
17年3月期	116	1	-	3,447

2. 平成18年3月期の業績予想(平成17年4月1日～平成18年3月31日)

	営業収益	経常利益	当期純利益	1株当たり年間配当金	
	百万円	百万円	百万円	期 末	
通 期	百万円	百万円	百万円	円 銭	円 銭
	1,362	272	150	0 00	0 00

(参考) 1株当たり予想当期純利益(通期) 1,462円59銭

※ 業績予想につきましては、現時点で入手可能な情報に基づき策定したものであり、予想にはさまざまな不確定要素が内在しておりますので、実際の業績はこれらの予想数値と異なる場合があります。

中間貸借対照表

(単位:千円未満切捨て)

科 目	当中間会計期間末	前 期 末	増 減	前中間会計期間末	科 目	当中間会計期間末	前 期 末	増 減	前中間会計期間末
	(A)	(B)	(A-B)	(参 考)		(A)	(B)	(A-B)	(参 考)
	〔平成17年 9月30日現在〕	〔平成17年 3月31日現在〕		〔平成16年 9月30日現在〕		〔平成17年 9月30日現在〕	〔平成17年 3月31日現在〕		〔平成16年 9月30日現在〕
資産の部					負債の部				
流動資産	2,588,687	3,519,808	△ 931,121	3,437,568	流動負債	191,637	233,161	△ 41,524	105,114
現金及び預金	2,529,155	3,457,720	△ 928,565	3,417,010	未払費用	47,808	111,530	△ 63,721	39,526
営業未収入金	28,698	31,560	△ 2,862	11,501	未払法人税等	78,831	60,651	18,180	20,564
前払費用	8,276	8,528	△ 252	7,915	未払消費税等	15,036	6,554	8,481	9,551
その他の流動資産	1,080	721	358	1,140	前受金	8,977	12,180	△ 3,202	4,410
繰延税金資産	21,476	21,276	200	—	預り金	8,982	8,893	88	8,062
					賞与引当金	32,000	33,350	△ 1,350	23,000
固定資産	2,159,020	1,259,073	899,946	1,335,613	固定負債	560,024	632,617	△ 72,592	823,033
有形固定資産	72,123	72,690	△ 567	75,688	預り保証金	4,621	4,621	—	4,621
建物	55,496	58,840	△ 3,343	62,442	預り信託金	95,597	182,397	△ 86,800	349,130
備品	16,626	13,849	2,776	13,245	繰延税金負債	618	1,235	△ 616	663
無形固定資産	112,018	119,381	△ 7,362	30,899	退職給付引当金	409,711	400,512	9,199	435,832
電話加入権	1,735	1,746	△ 11	1,758	役員退職慰労引当金	49,475	43,851	5,624	32,785
ソフトウェア	110,283	117,634	△ 7,351	29,141					
投資その他の資産	1,974,878	1,067,001	907,876	1,229,025	負債合計	751,661	865,778	△ 114,117	928,148
投資有価証券	1,183,517	185,765	997,752	184,355	資本の部				
長期貸付金	22,288	23,998	△ 1,710	32,720	資本金	1,000,000	1,000,000	—	1,000,000
差入保証金	16,740	16,740	—	17,240	資本剰余金	450,000	450,000	—	450,000
長期前払費用	11,155	12,521	△ 1,366	—	資本準備金	450,000	450,000	—	450,000
信託金特定資産	95,597	182,397	△ 86,800	349,130	利益剰余金	2,545,139	2,461,293	83,845	2,394,061
違約損失積立金特定預金	628,178	628,178	—	628,178	任意積立金	2,230,915	2,230,915	—	2,230,915
その他の投資その他の資産	50,800	50,800	—	50,800	違約損失積立金	628,178	628,178	—	628,178
貸倒引当金	△ 33,399	△ 33,399	—	△ 33,399	建物・機械積立金	1,153,363	1,153,363	—	1,153,363
					別途積立金	449,373	449,373	—	449,373
					中間(当期)未処分利益	314,224	230,378	83,845	163,146
					株式等評価差額金	906	1,809	△ 903	971
					資本合計	3,996,046	3,913,103	82,942	3,845,033
資産合計	4,747,707	4,778,882	△ 31,174	4,773,181	負債及び資本合計	4,747,707	4,778,882	△ 31,174	4,773,181

中間損益計算書

(単位:千円未満切捨て)

科 目		当中間会計期間 〔自平成17年4月1日〕 〔至平成17年9月30日〕	前中間会計期間 〔自平成16年4月1日〕 〔至平成16年9月30日〕	増 減	前 期 〔自平成16年4月1日〕 〔至平成17年3月31日〕
経常 損益 の 部	営業収益	764,251	648,103	116,148	1,307,899
	取引参加者負担金	360,071	342,494	17,577	702,333
	上場関係収入	286,442	225,786	60,655	471,677
	上場手数料	178,524	108,947	69,577	243,174
	年間上場料	107,917	116,839	△ 8,921	228,502
	その他の営業収益	117,738	79,822	37,915	133,889
	営業費用	609,126	587,816	21,310	1,169,441
	人 件 費	301,379	297,938	3,441	601,507
	施 設 費	233,011	228,641	4,369	462,314
	運 営 費	74,735	61,236	13,499	105,619
	営業利益	155,125	60,286	94,838	138,458
営業外損益の部					
営業外収益	3,937	4,056	△ 118	9,221	
営業外費用	—	—	—	1	
経常利益	159,062	64,342	94,719	147,678	
特別損益の部					
特別利益	—	—	—	—	
特別損失	—	—	—	—	
税引前中間(当期)純利益		159,062	64,342	94,719	147,678
法人税・住民税及び事業税		75,416	17,580	57,835	54,960
法人等調整額		△ 200	0	△ 200	△ 21,276
中間(当期)純利益		83,845	46,762	36,683	113,994
前期繰越利益		230,378	116,383	113,994	116,383
中間(当期)未処分利益		314,224	163,146	151,078	230,378

中間キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円未満切捨て)

	当中間会計期間	前中間会計期間	前 期
	〔自 平成17年 4月 1日〕 〔至 平成17年 9月30日〕	〔自 平成16年 4月 1日〕 〔至 平成16年 9月30日〕	〔自 平成16年 4月 1日〕 〔至 平成17年 3月31日〕
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前中間（当期）純利益	159,062	64,342	147,678
減価償却費	22,618	13,538	30,039
賞与引当金の増減額	△ 1,350	—	10,350
役員退職慰労引当金の増減額	5,624	△ 32,359	△ 21,293
退職給付引当金の増減額	9,199	26,488	△ 8,832
受取利息及び受取配当金	△ 1,039	△ 1,133	△ 4,319
営業未収入金の増減額	2,862	△ 584	△ 20,643
未払費用の増減額	30,688	3,356	△ 20,039
その他	8,872	7,116	2,148
小計	236,536	80,764	115,088
利息及び配当金の受取額	1,117	1,133	4,319
法人税等の支払額	△ 60,847	△ 2,470	△ 3,044
営業活動によるキャッシュ・フロー	176,806	79,426	116,362
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
定期預金の預入による支出	△ 10,000	△ 10,000	△ 10,000
定期預金の払戻による収入	10,000	10,000	10,000
投資有価証券の取得による支出	△ 999,350	—	—
有形固定資産の取得による支出	△ 6,611	△ 1,412	△ 6,179
無形固定資産の取得による支出	△ 101,120	△ 3,150	△ 3,830
差入保証金の預入による支出	—	△ 500	—
貸付金の回収による収入	1,710	2,424	11,146
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,105,371	△ 2,638	1,136
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
財務活動によるキャッシュ・フロー	—	—	—
IV 現金及び現金同等物の増減額	△ 928,565	76,788	117,498
V 現金及び現金同等物の期首残高	3,447,720	3,330,221	3,330,221
VI 現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高	2,519,155	3,407,010	3,447,720

1.重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……………中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部資本直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産：定率法

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準を採用しています。

無形固定資産：定額法

なお、ソフトウェアについては、社内における見積利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しています。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

賞与引当金……………従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額の当中間会計期間の負担額を計上しています。

退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間における退職給付債務に基づき計上しています。

役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当中間会計期間末要支給額の100%を計上しています。

(4) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

(5) 消費税等の会計処理

税抜方式によっています。

(6) 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許資金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価格の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限が到来する短期投資からなっています。

2.会計方針の変更

当中間会計期間から、固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号）を適用しています。これによる損益に与える影響はありません。

3.中間貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 124,921 千円

(2) 株式会社日本証券クリアリング機構（以下「クリアリング機構」という。）他 7 社と締結した「損失補償契約書」に基づき、現物取引の清算業務に関し、クリアリング機構の清算参加者による損失補償対象債務の不履行又は不履行のおそれが生じたことに起因してクリアリング機構に生じた損失に対して、他の損失補償人と連帯して、平成 14 年 9 月 30 日現在におけるそれぞれの違約損失積立金相当額を限度として、上記不履行の発生した時点又はクリアリング機構が債務不履行のおそれがあると認定を行った時点におけるクリアリング機構への出資比率に応じて、当該損失を補償することとなっております。なお、当取引所の損失補償限度額は 303,178 千円であります。

(3) 信認金特定資産

当取引所は、証券取引法第 107 条の 4 の規定及び当取引所の規則に基づき、取引参加者の債務不履行により有価証券の売買等の委託者等が被るリスクを担保するため、各取引参加者から信認金の預託を受けております。これらについて、当取引所の規則に基づき他の資産と区分して管理されているため、資産・負債とも当該目的を付した科目により表示しております。

(4) 担保受入金融資産の時価評価額

中間貸借対照表上に計上していない代用有価証券の時価評価額は以下のとおりであります。

信認金代用有価証券 267,113 千円

上記代用有価証券は、有価証券の売買等の契約不履行の発生時等において処分権を有するものであります。

取引参加者における顧客による不公正取引の防止のための売買管理体制の整備について

平成 17 年 10 月 26 日

株式会社 名古屋証券取引所

項目	内容	備考
I. 趣旨	<p>当取引所では、市場における有価証券の売買等の公正の確保を図るため調査等を行っているが、取引参加者においても、不公正な取引を未然に防止するよう売買管理体制が適切に整備されていることが必要であると考えます。</p> <p>そこで、取引参加者における顧客による不公正な取引を防止するための売買管理体制を整備するため、社内規則の制定その他の必要な措置を定めることを内容とする規則を制定することとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本対応は、日本証券業協会「証券会社における売買管理体制の整備等に関するワーキング・グループ」の検討を踏まえたものである。 ・ 現行法において証券会社には、証券会社の行為規制等に関する内閣府令第 4 条第 3 号及び第 10 条第 10 号において、それぞれ作為的相場の形成につながる受託の禁止及び当該受託を防止するための売買管理体制の整備が求められている。
II. 概要		
1. 売買管理体制の整備	<p>取引参加者は、以下の措置を講じることにより、当取引所の市場における有価証券の売買等に関する売買管理体制を整備するものとする。</p>	
(1) 社内規則の制定	<p>取引参加者は、当取引所の市場における有価証券の売買等に係る売買管理に関して、以下の事項について規定した社内規則を定めなければならないこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 顧客の売買動向及び売買動機等の的確な把握に関する事項 ② 売買管理に係る組織・権限等に関する事項 ③ 売買管理業務上の参考情報に関する事項 ④ 売買審査対象顧客の抽出に関する事項 ⑤ 売買審査に関する事項 	

項目	内容	備考
<p>(2) 顧客の売買動向及び売買動機等の的確な把握</p> <p>(3) 売買審査</p>	<p>⑥ 売買審査の結果に基づく措置に関する事項</p> <p>⑦ その他売買管理に関し必要と認められる事項</p> <p>取引参加者は、上記の社内規則に基づき、適時、モニタリング等を行うなどにより顧客の売買動機等の的確な把握に努めるものとする。</p> <p>取引参加者は、上記の社内規則に基づき、以下の方法に従って売買審査を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 売買審査の対象となる顧客の抽出は、別表に掲げる銘柄及び顧客について、当取引所が別に定める抽出基準に従い行う。ただし、顧客管理体制等を勘案し適切と認められる場合は、当該抽出基準を変更することができる。 ・ 上記ただし書にかかわらず、非対面取引（顧客からインターネット等を利用して発注された株券等の売買注文が機械的に認識・処理される取引）により行われたものについては、当取引所が定める分析に係る項目に従い売買審査を併せ行うこと等により、当該抽出基準に従い抽出される顧客に対して審査を行った結果と比較して同等程度の審査結果が得られると認められる場合を除き、当該抽出基準を変更することができない。 ・ 抽出された顧客が行った取引について、当取引所が別に定める分析に係る項目その他の項目のうち必要なものについて売買審査を行うものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 勘案される「顧客管理体制等」とは、顧客の属性及び取引実態等を的確に把握するための管理体制等をいい、例えば顧客の投資意向を的確に把握するための方法や顧客面談の実施に関する社内ルールの整備状況等により判断する。 ・ 同一顧客が非対面取引と対面取引を併せ行っている場合は、非対面取引として管理することとする。 ・ 「同等程度の審査結果が得られる」とは、左記の手段等により、同等程度の数の不公正取引のおそれのある取引を抽出することができることをいう。

項目	内容	備考
<p>(4) 社内記録の保存</p> <p>2. 売買管理担当部門の責務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 売買審査を行った結果、不公正な取引につながるおそれがあると認識した場合には、当該取引を行った顧客に対して注意喚起を行うとともに、改善が見られない場合には注文の受託を停止する等の適切な措置を講ずることとする。 <p>取引参加者は、以下についてそれぞれ社内記録を作成し、最低5年間保存することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非対面取引に係る抽出基準を変更した場合、その変更理由。 ・ 売買審査の分析結果（不公正取引に該当しないことが明らかな場合を除く）及び顧客への措置等。 <p>取引参加者の売買管理担当部門においては、上記の社内規則について役職員に周知・徹底を図るとともに、適宜、実態との整合性を勘案し、必要に応じて見直しを行う等、その実効性を確保することとする。</p>	
<p>Ⅲ. 実施時期</p>	<p>当取引所が別に定める日から施行する。</p>	

以 上

別 表

	銘柄		顧客
1	当該取引参加者の売買関与率が高い銘柄	1	特定銘柄について売買関与率の高い顧客
2	当該取引参加者が立会終了時を含む一定の時間帯において売買を行った銘柄	2	特定銘柄について、立会終了時を含む一定の時間帯において売買を行った顧客
3	当該取引参加者が同一時刻及び同一値段における売付け及び買付けを行った銘柄	3	特定銘柄について、同一時刻及び同一値段における売付け及び買付けを行った顧客
4	当該取引参加者が目立った注文の取消し又は劣後する値段への変更を行った銘柄	4	特定銘柄について、目立った注文の取消し又は劣後する値段への変更を行った顧客
		5	不公正取引の疑いについて情報提供が行われた場合において、その対象となった顧客
		6	その他不公正取引を行った疑いのある顧客

注1) 証券取引法第三十四条第二項第一号の投資一任契約及び証券会社の行為規制等に関する内閣府令第一条第一項各号に掲げる契約に基づいて行う売買については、その顧客を抽出の対象から除くことができる。

注2) 立会外売買（証券取引所の定める規則による売買立会によらない方法による有価証券の売買をいう。）及び取引所有価証券市場外での売買については、その顧客を抽出の対象から除くことができる。

制度信用取引における権利処理方法の見直しについて

平成17年10月26日
株式会社 名古屋証券取引所

I 趣旨

現行、株式分割に係る実務においては、株式分割に係る基準日から新株券の交付までに50日程度を要していることから、この間、投資者は新株券を売却することができないこととなっている。このため制度信用取引においては、信用売顧客及び信用買顧客の権利関係は、その権利部分を金銭に換算した額を権利処理の価額とし、これに基づく金銭を顧客と証券会社の間において授受することで処理している。

一方、株式会社証券保管振替機構では、株式分割実施時において、当該株式分割に係る基準日の翌日から新株券を旧株券と同様に決済物件として利用できる対応を来年1月から実施することとしており、これに伴い、当取引所では、上場会社が来年1月4日以後の日を基準日とする株式分割を行う場合には、当該株式分割に係る基準日の翌日を効力発生日とするよう義務付けることとするほか、株式分割により発行される新株券の発行日取引を廃止することとしている。

これにより、制度信用取引における顧客との権利関係は、必ずしも金銭により調整する必要はなくなることから、株式分割により売買単位の整数倍の新株式が割り当てられる場合の制度信用取引における信用売顧客及び信用買顧客の権利関係については、現行の権利処理方法に代えて、売付数量又は買付数量及び売付価格又は買付価格を株式分割の比率(以下「分割比率」という。)に応じて調整する方法を新たに導入することとする。

II 概要

項目	内容	備考
1. 株式分割により売買単位の整数倍の新株式が割り当てられる場合の権利処理方法の新設	<p>株式分割により売買単位の整数倍の新株式が割り当てられる場合の制度信用取引における信用売顧客及び信用買顧客の権利関係は、売付数量又は買付数量及び売付価格又は買付価格を分割比率に応じて調整することにより処理するものとする。</p> <p>具体的には、売付数量又は買付数量については分割比率を乗じた株数を権利処理後の売付数量又は買付数量とし、売付価格又は買付価格につ</p>	<p>【1:3の株式分割が行われた場合の買付数量1000株、買付価格999円の権利処理事例】</p> <p>買付数量=1000株×3=3000株</p> <p>買付価格=999円÷3=333円</p> <p>【1:3の株式分割が行われた場合の買付価格980</p>

項 目	内 容	備 考
	<p>いては分割比率で除した金額を権利処理後の売付価格又は買付価格とする。</p> <p>なお、売付価格又は買付価格を分割比率で除した額に円位未満の端数が生じた場合の取扱いは次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新株式に係る権利処理後の売付価格又は買付価格は、当該円位未満を切捨てた額とする。 ・旧株式に係る権利処理後の売付価格又は買付価格は、権利処理前の売付価格又は買付価格から新株式の売付価格又は買付価格に新株式の割当率を乗じた額を差し引いた額とする。 <p>ただし、売付数量又は買付数量を分割比率に応じて調整したことにより単元未満株式が生じることとなる場合は、権利処理後の売付数量又は買付数量の全てについて反対売買による信用取引の弁済を行うことができないことから、従前どおり入札等に基づく権利処理を行うこととする。</p>	<p>円、買付数量1000株の権利処理事例】</p> <p>新株式の買付価格＝980円÷3 ＝326.66・・・円 ⇒ 326円</p> <p>旧株式の買付価格＝980円－(326円×2) ＝328円</p> <p>買付数量＝1000株×3＝3000株</p> <ul style="list-style-type: none"> ・例えば、1:2.5といった小数点を含む分割比率の場合は分割比率に応じて調整する権利処理は行わないこととする。
2. 新株券に係る有価証券及び金銭の貸付けの取扱い	<p>分割比率に応じて調整する権利処理が行われた場合は、株式分割の効力発生日に、売付けについては当該有価証券の貸付けを、買付けについては当該新株式の約定価額の全額に相当する金銭の貸付けを、それぞれ行ったものとして取り扱うこととする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受託契約準則第39条関係
3. 品貸料を授受する期間	<p>品貸料の授受は、貸付けの日(信用取引の売付け又買付けの決済日)から弁済の日(反対売買又は弁済の申し出に係る決済日)の前日までとなっていることから、上記2.の取扱いに従い、株式分割の効力発生日以降、品貸料が発生した場合には、その授受が生じるものとして取り扱うこととする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他の諸経費については、各取引参加者の定める方法となる。
4. 新株式の弁済期限	<p>分割比率に応じて調整する権利処理が行われた場合の新株式は、旧株式の売付け又は買付けが成立した日の6か月目の応答日(応答日がないときはその月の末日とし、応答日が取引所の休業日に当たるときは順次繰り上げる。)から起算して4日目の日を超えて繰り延べることができないものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受託契約準則第41条関係

項 目	内 容	備 考
5. 新株式の売付価格又は買付価格が1円未満となる場合の金銭処理	権利処理前の売付価格又は買付価格を分割比率で除した額が1円未満となる場合については、これが1株当たり1円となるよう、その差額を信用買顧客に支払い、信用売顧客から徴収することとする。	<p>【1:100の株式分割が行われた場合の買付(売付)価格90円、買付(売付)数量1株の権利処理事例】</p> <p>新株式の買付(売付)価格 $= 90円 \div 100 = 0.9円 \Rightarrow 1円$</p> <p>旧株式の買付(売付)価格 $= 90円 - (1円 \times 99) = \blacktriangle 9円 \Rightarrow 1円$</p> <p>買付(売付)数量 = $1株 \times 100 = 100株$ (買顧客の場合) 融資総額 = $1円 \times 100株 = 100円$ 10円の追加融資 → 買顧客は10円受領</p> <p>(売顧客の場合) 売却代金総額 = $1円 \times 100株 = 100円$ 10円の本担保増加 → 売顧客は10円支払</p>

Ⅲ 実施日

平成18年5月を目途に実施する。

以 上

信認金の取扱いの変更について

平成 17 年 10 月 26 日
株式会社名古屋証券取引所

1. 趣 旨

当取引所の取引参加者規程においては、取引参加者が持株会社制度への移行などの組織再編や外国証券会社が国内法人化を行うときであって、その前後において証券会社としての実態に差異が生じない場合、または、現に取引参加者である証券会社が取引資格の種類の変更を行う場合であっても、制度上は取引資格の喪失及び取得に該当することから、既に預託している信認金とは別に、資格取得に伴って新たに信認金を預託しなければならず、既存の信認金が返還されるまでの間¹、重複して預託を求めることとなり、取引参加者にとって財務的な負担となっている。

このことを受け、取引参加者の財務的負担の軽減を図るため、信認金に係る取扱いを見直すこととする。

2. 改正概要

持株会社制度導入や外国証券会社の国内法人化等により、取引資格を喪失すると同時に新たに取引資格を取得するときであって、その前後で証券会社としての実態に差異がないと当取引所が認める場合²、または、現に取引参加者である証券会社が取引資格の種類の変更を行う場合における信認金の取扱いについては、取引資格喪失申請者が現に預託を行っている信認金について、取引資格取得申請者が預託すべき信認金に充当できることとする。

3. 実施時期

平成 17 年 12 月を目処に実施する。

以 上

¹ 信認金は資格喪失後 6 か月後に返還される。

² 承継する営業に係る資産等、証券業務の範囲、当取引所への注文執行体制、リスク管理等の社内管理体制等が同等であると当取引所が認める場合とする。

外国株券振替決済制度における個人データの第三者提供に係る規定及び上場外国株の多様化等に向けた規定整備について

平成17年10月26日
株式会社名古屋証券取引所

1. 趣 旨

当取引所では、本年4月に個人情報の保護に関する法律が全面施行されたことにより、住所・氏名等の個人データを取り扱う事業者が当該個人データを第三者に提供する場合には、本人からの同意取得が義務付けられたことに伴い、顧客は、外国税務当局への税金還付手続き等、外国株券振替決済制度において必要となる個人データの第三者への提供に同意する旨を外国証券取引口座に関する約款に定めることとし、受託契約準則において所要の規定整備を行うこととする。(2. 概要(1)、(2))

また、当取引所では、本年6月に外国会社向けの上場制度等を創設し、海外の企業に対し日本市場での上場による資金調達の手を開いたところであるが、今後想定される様々な国・地域の会社の株券の上場など、上場銘柄の多様化に対応するため、外国証券取引口座に関する約款で規定すべき内容等について、受託契約準則において所要の規定整備を行うこととする。(2. 概要(3)～(5))

2. 概 要

項 目	内 容	備 考
(1) 配当金等に課せられる源泉徴収税に係る諸手続を行う場合	・外国証券の配当に課せられる源泉徴収税に係る軽減税率の適用・還付等の手続を行う場合の現地税務当局・現地保管機関等に対する当該手続に必要な個人データの提供に、顧客が同意する旨を、外国証券取引口座に関する約款に定めることとする。	
(2) 有価証券報告書等法令に基づく書類作成等を行う場合	・外国証券の発行者が有価証券報告書の作成や実質株主向けの情報提供等を行うために必要な個人データの提供に、顧客が同意する旨を、外国証券取引口座に関する約款に定めることとする。	

項 目	内 容	備 考
(3) 配当等の処理	<ul style="list-style-type: none"> 外国株券振替決済制度においては、配当その他の金銭の分配が行われる場合、現地通貨を日本国内に送金した後に円貨に交換して実質株主に支払うこととしているが、現地通貨の日本国内への送金が困難な国・地域の会社の上場を視野に入れ、日本国外で円貨への交換を行う取扱いについて定めることとする。 	
(4) 議決権の行使	<ul style="list-style-type: none"> 現行制度では、株主総会における議決権は、顧客の指示により決済会社が行使することとし、本国の法令等により決済会社が議決権を行使できない場合は、決済会社を通じ顧客が所定の書類を発行会社に送付することにより行使することとしている。しかしながら、今後、一部の国・地域では、議決権の不統一行使が認められないケースや、法令上実質株主が直接議決権を行使することができるケースが考えられることから、こうした場合には決済会社が議決権行使の方法を別に定めることができる旨の特例を定めることとする。 	
(5) 新株引受権の処理	<ul style="list-style-type: none"> 現行制度では、当取引所が主たる市場でない銘柄に係る新株引受権については、顧客が引受けを希望しない場合等においては決済会社がこれを売却することとしているが、一部の国・地域では、新株引受権の売却市場が存在しないなどにより売却が実行できない場合には、当該新株引受権が失効することとなる旨を明記することとする。 	

3. 実施時期

平成 18 年 1 月上旬を目途に実施する。

以 上

投資単位の引下げ促進のための指定替え基準等の一部改正について

平成17年10月26日
株式会社名古屋証券取引所

1. 改正趣旨

投資単位を50万円未満に引き下げること検討している上場会社が、指定替え基準等において必要となる株主数（以下「所要株主数」という。）が増加することを懸念して1単元の株式の数の変更や株式分割による投資単位の引下げを躊躇するといった状況を改善し、投資単位の引下げを一層促進する観点から、指定替え基準における所要株主数を一律に2,000人以上とするなど、所要の規定改正を行うこととする。

2. 改正概要

	(備 考)
(1) 株主数に係る指定替え基準 所要株主数を上場株式数に関わらず一律に2,000人以上とする。	・指定替え基準第2条第1項第2号等
(2) 株主数に係る一部指定基準 所要株主数を上場株式数に関わらず一律に2,200人以上とする。	・一部指定基準第3条第1項第2号b等
(3) 株主数に係る貸借銘柄の選定基準及び選定取消基準 貸借銘柄の選定に係る所要株主数を上場株式数に関わらず一律に1,100人以上とするとともに、貸借銘柄の選定取消しに係る所要株主数を上場株式数に関わらず一律に600人以上とする。	・制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則第3条第1項第3号b、第6条第1項第2号b
(4) その他 その他所要の規定整備を行う。	・株券上場廃止基準の取扱い1(2)等

3. 施行日

平成17年11月7日から施行し、同日以後に審査対象決算期を迎える銘柄に係る株主数の審査から適用する。

以 上